

平成 22 年度指定介護予防支援事業所指導の実施結果について

介護保険課

1 指導概要

- ① 指導方法:介護保険法第 23 条*に基づき、全 44 事業所に指導を実施
- ・面接指導:18 事業所
 - ・実地指導:26 事業所
- ② 期 間:平成 22 年 9 月 21 日～平成 22 年 11 月 26 日(うち 28 日間)

2 指導項目

- ・面接指導においては、ケアマネジメントに係る自己評価表や介護予防サービス計画等を事前提出してもらい、それをもとに介護予防ケアマネジメントの実施状況についてヒアリングを行った。
- ・実地指導においては、上記に加え、運営規程や掲示物等の現地確認、委託している介護予防サービス計画等の抽出を行い、運営基準全般の遵守状況について確認した。

指 導 項 目		面接	実地
1 基本方針	① サービス事業者を公平中立に選定しているか	○	○
2 人員に関する基準	① 人員基準が遵守されているか	○	○
3 運営に関する基準	① 運営規程は変更部分が訂正されているか	—	○
	② 必要な掲示はされているか	—	○
	③ 業務上の守秘義務や個人情報の取扱いは適切か	—	○
4 介護予防ケアマネジメントの実施状況	① ケアマネジメント業務を適切に実施しているか	○	○
	② 委託した居宅介護支援事業者に対し、ケアマネジメント業務を適切に実施させているか	○	○
5 介護報酬の算定	① 適正に給付管理されているか	—	○
	② 介護報酬を適正に算定しているか	○	○

3 指導状況

(基本方針)

- ・サービス事業所の選定に当たっては、概ね中立性及び公平性は確保されていた。

(人員に関する基準)

- ・人員基準については、問題は見受けられなかった。

(運営に関する基準)

- ・運営基準については、運営規程に人員の変更等が反映されていない、必要な掲示物が掲示されていない等の状況が一部に見受けられた。個人情報の取扱いについては、問題はなかった。

(介護予防ケアマネジメントの実施状況)

- ・運営基準上求められているケアマネジメント業務に係る一連の手続きについては、各事業所において、3ヶ月に1回の居宅訪問ができていない月があるなどの「漏れ」のある事例は見受けられたが、ほとんどの事例について概ね適切に行われている。
- ・指定介護予防支援の一部を委託している指定居宅介護支援事業者のケアマネジメント業務の実施状況の把握や委託事業者への指導について、地域包括支援センターによって取組みに違いが見られた。

(介護報酬の算定)

- ・介護報酬の算定状況については、概ね適正に行われているが、一部算定誤りが確認された。

4 指導所見

- ・介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた具体的な目標を設定する、目標指向型の介護予防サービス計画が各センターにおいて定着してきている。
- ・利用者の支援やサービス事業者及び地域包括支援センター同士の勉強会等を通じて、医療機関や居宅介護支援事業所、サービス提供事業所との生きたネットワーク作りを積極的に展開している地域が見られるようになってきている。
- ・ケアマネジメント業務の実施状況について、大幅な人事異動により、前年度と比較して低調になった、あるいは改善された状況が一部に見受けられ、運営の継続性確保に課題が見られた。

5 今後の対応

全ての事業所に対して指導結果を通知し、指摘事項については改善計画(報告)を提出させ、業務の改善を図る。

6 意見・要望

介護予防支援業務等について、以下のような意見・要望が寄せられた。

- ・介護予防支援の報酬が業務量に比べて低い。そのため、委託も頼みにくい。
- ・担当件数の上限・目安がないため、人員の増員について、運営法人に理解を得られにくい。
- ・住宅改修の理由書を作成した場合や、暫定プランを作成したが担当しなかった場合(要介護認定が出た)などに加算が欲しい。
- ・担当地域が広く移動に時間がかかるため、移動経費に係る加算が欲しい。

【参 考】

* 介護保険法第23条(文書の提出等)

市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等(居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。))をいう。以下同じ。)を担当する者若しくは保険給付に係る第45条第1項に規定する住宅改修を行なう者又はこれらの者であった者(第24条の2第1項第1号において「照会等対象者」という。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。